近代家畜伝染病予防の事始め

農業技術研究機構畜産研究担当理事



寺門 誠致 TERAKADO, Nobuyuki

維新により近代化を図ろうとした明治政府は、富国強兵の旗印のもとで畜産業の振興にも力を入れることになりました。しかし、畜産振興の原動力たる獣医学は長きにわたる切支丹禁制の影響下で、西洋獣医学は極端に排斥されており、草木木皮の投薬、瀉血療法等を主とする以外には、神仏の加護祈祷に依存するといったのが維新時の実状でありました。西洋獣医学が公の学問として取り入れられるようになったのは、明治3年3月7日に公布された太政官布告「西洋医術採用を可とする」によります。

このような時代に、突如米国上海駐在領事テイ・ワイ・マクガワンよりわが上海在留外務省宛に「西シベリア海岸に悪性家畜伝染病(牛疫)の流行あり」との連絡が入ります。これを受けて明治政府は大学東校(東京大学医学部の前身)に本病の調査を命じ、その予防法を一般に布告することになりました。この布告は国家産業上家畜伝染病がいかに重大なる影響を及ぼすかを衆知せしめるとともに、これが今日の家畜衛生及び公衆衛生の根幹となる伝染病予防法の生みの親となったわけです。衛生思想はもとより獣医学がきわめて幼稚であった時代に、このような布告をなしえた先人達の努力には頭が下がります。

同時に、この布告にはきわめて人間味あふれる内容が記載されており、口元がともすると崩れそうになります。以下に当時布告された法律の概要を意訳紹介し、動物衛生研究所設立理念のルーツを偲んでみたいと思います。なお、詳細は獣疫調査所2代目所長山脇圭吉著書の「日本帝国家畜伝染病予防史一明治編」を参照して下さい。

悪性伝染病予防に関する布告一明治 4年(1871)6月7日(旧暦): 太政官令第276号

- (1) 牛疫予防に関する米国領事の忠告文(省略)
- (2) 予防法 (リュンデルペスト家畜伝染病)
- 一、諸開港入船を改め当分の間生禽獣皮革の輸入を禁ず。 船中病人あらば医者の診断を受け、その病に非ざれ ば上陸を許可す。
- 一、樺太、北海道、対馬等は殊に注意すべし。
- 一、病死した禽獣の売買を禁ず。
- 一、病死した禽獣を食し又は皮を剥ぐことを禁ず。
- 一、禽獣の死亡平日に増すことあれば地方官に申し出、 地方官は大学東校に報告すべし。
- ー、死亡した禽獣は焼き捨てるべし。特に臨終に攣縮を 発するものは油断なく焼き捨てるべし。
- 一、死体を水中に捨てることを禁ず。
- 一、かってに予防処置を施すことなかれ。
- 一、動物に接する際は、身体を清浄衣服を洗濯、動物舎 をよく清掃し、衣類など舎内に置くべからず。
- 一、天気良き日は窓を開け風通しを良くし、室内を乾燥すべし。
- ー、生煮えの物、熟さざる果物類、塩漬け物、腐臭を発す るもの、硬強の物食することを謹むべし。
- 一、酒は飲んでも良いが暴飲することかつ房事を節すべし。
- 一、禽獣の肉は食用のため屠殺したもののみを食 すべし。
- 一、当分の間新しい皮革を日用に供すること、外国船又 は北海道より輸入することを禁ず。
- 一、禽獣の死体を漬けた水を飲むこと、その水で顔手足を洗うなかれ。汚染された用水の源は早々に取り除き 川下に連絡すべし。

以上。